



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

告 示

- 沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程の一部を改正する告示（障害保健福祉課）…………… 1
- 区営土地改良事業施行の適当の決定（村づくり計画課）…………… 1
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課）…………… 1

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課）…………… 2
- 建設業者の許可の取消し（土木総務課）…………… 2
- 事後調査報告書の縦覧（空港課）…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 7

## 告 示

### 沖縄県告示第100号

沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年 2月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程の一部を改正する告示

沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程（平成22年沖縄県告示第224号）の一部を次のように改正する。

第15条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

#### 附 則

この告示は、平成26年 4月 1日から施行する。

### 沖縄県告示第101号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、石垣島土地改良区から申請のあった野呂水地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行について、平成26年 2月12日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 2月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成26年 2月26日から同年 3月26日まで
- 3 縦覧に供する場所 石垣市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

### 沖縄県告示第102号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成26年2月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 公告認定対象区域 西原町字棚原白河342番1ほか29筆
- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県中部土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 平成26年2月12日 沖縄県指令土第85号

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成26年4月16日まで縦覧に供する。

平成26年2月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成26年2月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あやのふぁ
- 3 代表者の氏名 當銘由紀夫
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県中頭郡北中城村字渡口1029番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、途絶えつつある沖縄県のうちな一ぐちを次世代に引き継ぐため、うちな一ぐちの調査研究・指導者育成・新たな活用方法の開発・促進に関する事業を行い、その保存・継承を目的とする。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成26年2月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 (1) 処分をした年月日 平成25年12月13日  
(2) 商号名 合同会社キョウシン開発  
(3) 代表者名 與儀眞徳  
(4) 所在地 那覇市字上間336番地7  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-23）第12048号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成25年12月3日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成25年12月20日  
(2) 商号名 有限会社琉光通信社  
(3) 代表者名 當眞嗣男  
(4) 所在地 浦添市字前田1291番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第7350号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成25年12月13日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成25年12月26日  
(2) 商号名 島幸建設

- (3) 代表者名 島袋幸作  
(4) 所在地 国頭郡伊江村字東江上333番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第10214号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成25年12月12日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成25年12月27日  
(2) 商号名 有限会社山原開発  
(3) 代表者名 山城兼辰  
(4) 所在地 名護市宮里五丁目8番5号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-23) 第6320号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成25年12月6日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成25年12月27日  
(2) 商号名 株式会社東光電設工業  
(3) 代表者名 東筋秀吉  
(4) 所在地 石垣市字登野城927番地4  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第12107号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成25年12月11日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6 (1) 処分をした年月日 平成25年12月27日  
(2) 商号名 當銘水道工事社  
(3) 代表者名 當銘直史  
(4) 所在地 宜野湾市野嵩一丁目14番8号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第11117号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成25年12月13日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7 (1) 処分をした年月日 平成25年12月27日  
(2) 商号名 株式会社美橋建設  
(3) 代表者名 山内幸徳  
(4) 所在地 うるま市与那城照間978番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21) 第11696号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成25年12月13日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8 (1) 処分をした年月日 平成25年12月27日  
(2) 商号名 旭産業株式会社  
(3) 代表者名 大城英男  
(4) 所在地 浦添市前田一丁目9番12号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第11279号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック

工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成25年12月16日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成25年12月27日
- (2) 商号名 合資会社三倉工業
- (3) 代表者名 中村敏宏
- (4) 所在地 豊見城市字名嘉地259番地23
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21) 第973号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成25年12月18日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成26年1月9日
- (2) 商号名 金城電気
- (3) 代表者名 金城俊一
- (4) 所在地 那覇市字天久1164番地3
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25) 第12285号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成25年12月18日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 平成26年1月9日
- (2) 商号名 三嶺ホーム
- (3) 代表者名 長嶺初男
- (4) 所在地 糸満市字武富23番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第11176号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成25年12月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 平成26年1月15日
- (2) 商号名 株式会社嶺正組
- (3) 代表者名 赤嶺広美
- (4) 所在地 豊見城市字渡嘉敷250番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-20) 第11494号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成25年12月25日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 13(1) 処分をした年月日 平成26年1月17日
- (2) 商号名 長崎冷熱
- (3) 代表者名 長崎直次
- (4) 所在地 宮古島市平良字久貝842番地5
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第6570号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成25年12月13日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 14(1) 処分をした年月日 平成26年1月17日
- (2) 商号名 南星建設
- (3) 代表者名 池村哲憲
- (4) 所在地 石垣市字登野城1199番地の4
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-20) 第10638号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成25年12月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 15(1) 処分をした年月日 平成26年 1月17日
- (2) 商号名 徳平組
- (3) 代表者名 徳平透
- (4) 所在地 うるま市勝連平敷屋3575番地 1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第11164号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成25年12月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 16(1) 処分をした年月日 平成26年 2月 6日
- (2) 商号名 宮平建設
- (3) 代表者名 宮平勇吉
- (4) 所在地 宮古島市平良字下里1296番地 5
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第1550号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成26年 1月20日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 17(1) 処分をした年月日 平成26年 2月 7日
- (2) 商号名 株式会社がきや興産
- (3) 代表者名 我喜屋満
- (4) 所在地 南城市玉城字志堅原872番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第4686号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成26年 1月15日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 18(1) 処分をした年月日 平成26年 2月 7日
- (2) 商号名 合同会社南西メンテ
- (3) 代表者名 天久栄一
- (4) 所在地 石垣市字新川2357番地17
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第12025号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成26年 1月16日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 19(1) 処分をした年月日 平成26年 2月 7日
- (2) 商号名 安里電気
- (3) 代表者名 安里義一
- (4) 所在地 豊見城市字上田490番地 3
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第6415号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成26年 1月22日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 20(1) 処分をした年月日 平成26年 2月 7日
- (2) 商号名 株式会社沖縄プランニング
- (3) 代表者名 稲福清孝

- (4) 所在地 那覇市泊3丁目13番地5  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第12085号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成26年1月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 21(1) 処分をした年月日 平成26年2月7日  
(2) 商号名 有限会社琉清建設  
(3) 代表者名 比嘉清保  
(4) 所在地 那覇市古島1丁目20番地1  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-21)第6167号、沖縄県知事 許可(般-21)第6167号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成26年1月30日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 22(1) 処分をした年月日 平成26年2月7日  
(2) 商号名 安里組  
(3) 代表者名 安里讓二  
(4) 所在地 那覇市字古波蔵390番地4  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21)第11531号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成26年1月30日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 23(1) 処分をした年月日 平成26年2月7日  
(2) 商号名 株式会社伸和建設  
(3) 代表者名 名嘉重男  
(4) 所在地 那覇市字上間293番地の2  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第4086号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成26年1月31日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 24(1) 処分をした年月日 平成26年2月7日  
(2) 商号名 株式会社雄電設  
(3) 代表者名 石川幸雄  
(4) 所在地 那覇市古波蔵4丁目2番5号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21)第11408号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成26年1月31日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。

沖縄県環境影響評価条例(平成12年沖縄県条例第77号)第49条第2項において準用する同条例第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第49条第2項において準用する同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

平成26年2月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 法対象事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 沖縄県  
(2) 代表者の氏名 沖縄県知事 仲井眞弘多  
(3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

2 法対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 新石垣空港整備事業
- (2) 種類 飛行場及びその施設の設置の事業
- (3) 規模 滑走路の長さ 2,000メートル
- 3 法対象事業が実施されるべき区域 石垣市
- 4 事後調査の実施期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- 5 事後調査報告書の縦覧場所、期間及び時間
  - (1) 縦覧場所
    - ア 沖縄県土木建築部空港課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2400
    - イ 沖縄県八重山土木事務所 石垣市字真栄里438番地1 電話番号0980-82-2217
    - ウ 石垣市企画政策課 石垣市美崎町14番地 電話番号0980-82-9911
    - エ 竹富町企画財政課 石垣市美崎町11番地1 電話番号0980-82-6191
    - オ WWFサンゴ礁保護研究センターしらほサンゴ村 石垣市字白保118番地 電話番号0980-84-4135
  - (2) 期間 平成26年2月25日から同年3月26日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とする。ただし、WWFサンゴ礁保護研究センターしらほサンゴ村については、平成26年2月25日から同年3月27日まで（水曜日を除く。）とする。
  - (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- 6 その他参考となる事項 なし
- 7 この公告及び縦覧に関する問合せ先
  - (1) 沖縄県土木建築部空港課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2400
  - (2) 沖縄県八重山土木事務所 石垣市字真栄里438番地1 電話番号0980-82-2217

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年2月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年4月30日 沖縄県指令土第690号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字宜次175番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字宜次117番地 仲宗根直美
- 5 検査済証番号 平成26年2月14日 第4075号
- 6 工事完了年月日 平成26年1月28日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---